

徳島県訓令第4号

庁 中 一 般  
東 部 各 局  
各 セ ン タ ー 等  
各 総 合 県 民 局

職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による職務の等級を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による職務の等級を定める訓令の一部を改正する訓令

職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による職務の等級を定める訓令（昭和六十年徳島県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第二条第二項」を「第二条第十号」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。